

## 令和2年第4回幸田町議会定例会会議録（第1号）

---

### 議事日程

令和2年12月2日（水曜日）午前9時07分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 第66号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第67号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第68号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 第69号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
- 第70号議案 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第71号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第72号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 第73号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 第74号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 第75号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第76号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策条例の制定について
- 第77号議案 幸田町都市施設整備基金条例の一部改正について
- 第78号議案 幸田町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例等の一部改正について
- 第79号議案 財産の取得について（GIGAスクールPC その2）
- 第80号議案 字の区域の設定及び変更について
- 第81号議案 指定管理者の指定について（ハピネス・ヒル・幸田）
- 第82号議案 指定管理者の指定について（幸田町高齢者生きがいセンター及び幸田町高齢者ふれあいプラザ）
- 第83号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第6号）
- 第84号議案 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（15名）

1番 田境 毅君	2番 石原 昇君	3番 都築 幸夫君
4番 鈴木 久夫君	5番 伊澤 伸一君	6番 黒木 一君
7番 廣野 房男君	8番 藤江 徹君	9番 足立 初雄君
10番 杉浦あきら君	11番 都築 一三君	12番 水野千代子君
13番 笹野 康男君	15番 丸山千代子君	16番 稲吉 照夫君

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成瀬 敦君	副 町 長 大竹 広行君
教 育 長 小野 伸之君	企 画 部 長 藪田 芳秀君
参事（企業誘致担当） 夏目 隆志君	総 務 部 長 志賀 光浩君
参事（税務担当） 山本 智弘君	住 民 こ ど も 部 長 牧野 宏幸君
健康福祉部長 林 保克君	環 境 経 済 部 長 鳥居 栄一君
建 設 部 長 羽根 潤志君	教 育 部 長 吉本 智明君
上 下 水 道 部 長 太田 義裕君	消 防 長 都築 幹浩君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山本 富雄君

---

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第4回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には公私ともに御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり諮問案件1件、単行議案17件、令和2年度補正予算2件、合わせて20件の重要な案件が提出されております。

議会といたしましては町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力をしたいと思っております。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。

12月に入り、冬の気配も色濃くなり、一日一日と寒さを増してまいります。

皆様にはくれぐれも御自愛頂きまして、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

お諮りいたします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラ撮影されます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆さん、おはようございます。

暦の上では冬を迎えまして、肌寒さも感じまして、冬の様相が深まりつつある今日この頃でございます。

本日、ここに令和2年第4回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、人事案件1件、単行議案17件、補正予算2件、合わせて20件でございます。後ほど提案の理由とその概要につきまして説明をさせていただきますが、いずれもこれからの町政を進める上において、重要なものばかりでございます。全議案とも慎重に御審議をいただき、議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

また一般質問につきましては、7名の議員の皆様から御通告を頂いておりますが、いずれも今後の町政を進める上での重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め、誠意を持って対応をいたします。よろしく願いをいたします。

ここで御報告とお知らせを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応でございます。

新型コロナウイルス感染症の大変厳しい状況が続いております。

全国的に新規感染者が急激に増加しておりますが、愛知県内におきましては、感染者の数が延べ1万人を超えておりまして、飲食店、職場等でのクラスターが相次いで発生するなど、先月の11月に入ってから、新規感染者が100人を超える日が続いたことなどを踏まえまして、県独自の指標に基づく警戒レベルを厳重警戒に引き上げております。これからの年末年始を前に、大人数での会食、宴会を控えること、帰省や旅行を分散することなどが求められております。

本町といたしましても、まさに第3波に入ったとの認識の下、さらに感染防止対策の徹底を図っていきたくと考えております。このたびの議会定例会におきましても、冬季から来春にかけての感染防止対策に重点を置いた緊急経済対策のための補正予算を計上させていただいております。

ここで、新型コロナウイルスのワクチン接種の動向について申し上げたいと思います。

現在開かれている臨時国会におきまして、予防接種法等改正案が審議され、成立する見込みとなっております。同改正案につきましては、ワクチン接種の実施主体が市町村とされているため、具体的な内容が固まり次第、実施内容、予算措置等について議会へ御説明をさせていただく所存でございます。よろしく願いいたします。

議員の皆様方におかれましては、日頃からの基本的な感染防止対策の徹底を行い、御

自愛いただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、お知らせでございます。

幸田町東京2020オリンピックホストタウン事業として、東京オリンピックのホストタウンである幸田町と相手国でありますハイチ共和国との友好を深め、東京オリンピック開催の機運を高めるために、えこたんとハイチの国旗でデザインをいたしましたオリジナルのピンバッジを作成しました。ピンバッジにつきましては、棚に入れさせていただきますので、議員の皆様にもぜひ御着用いただきたいと思っております。

また、来年1月19日に、ロサンゼルスオリンピックに女子マラソン選手として出場されました増田明美さんを講師に招き、町民会館さくらホールで講演会を開催する予定でございます。案内チラシを棚に入れさせていただきますので、御覧いただきたいと思っております。入場チケットにつきましては、後日送付をさせていただきますので、ぜひお越しいただければと思っております。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの御挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、令和2年第4回幸田町議会定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時07分

○議長（稲吉照夫君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから御了承願ひします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時07分

○議長（稲吉照夫君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願ひします。

---

#### 日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を7番 廣野房男君、8番 藤江徹君の御両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日12月2日から12月22日までの21日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月2日から12月22日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程のとおりです。御了承願います。

---

日程第3

○議長（稲吉照夫君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査7月分から9月分の3件、及び定期監査3件であります。これはお手元に印刷配付のとおりです。御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情などは、お手元に印刷配付のとおり、陳情が1件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第2号を福祉産業建設委員会に付託します。

以上をもって、諸報告を終わります。

---

日程第4

○議長（稲吉照夫君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書の1ページをお開きください。

諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。議案関係資料は、1ページから5ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

議案書の2ページをお開きください。

今回、鳥居明美委員及び藤江徹委員が、令和3年3月31日をもちまして任期満了となりますので、中村信清氏及び田境里美氏を推薦するものであります。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

中村信清氏は、幸田町大字長嶺字南郷中27番地、昭和27年6月28日生まれ、68歳であります。

中村氏は、安城市役所職員として長年にわたり御活躍をされ、退職後は長嶺区長及び幸田町区長会長を務められ、現在は幸田町行政不服審査会委員を務められております。

田境里美氏は、幸田町大字須美字向屋敷5番地、昭和29年3月28日生まれ、66歳であります。

田境氏は、幸田町内及び旧額田町内の小中学校教諭として長年にわたり御活躍をされ、その経験を生かし、退職後は幸田町社会教育指導員を務められました。

中村氏、田境氏ともに信望も厚く、人格も高潔で人柄も良く、委員にふさわしい方として推薦するものでございます。

以上、提案の理由を説明させていただきました。

御審議の上、御答申を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく申し上げます。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

それでは、諮問第1号の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、諮問第1号の質疑を打ち切ります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております諮問第1号について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案に異議なき旨、答申するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号は、原案に異議なき旨、答申することに決しました。



○議長（稲吉照夫君） 日程第5、第66号議案から第84号議案までの19件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、第66号議案から第82号議案までの17件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書3ページをお開きください。

第66号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、6ページから8ページとなりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、会計年度任用職員の職種の 신설及び報酬の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、フルタイム会計年度任用職員の職種として、防災に関する相当の知識又は経験を必要とする職務を行う防災専門員の給与及びその職務の級の基準となる職務を定めるもので、別表第1のフルタイム会計年度任用職員給料表中に防災専門員その他のフルタイム会計年度任用職員で町長が規則で定めるものの給与を加え、別表第2のフルタイム会計年度任用職員等級別基準職務表中では、別表第1で掲げた職種の職務の級及び基準となる職務の内容を定めております。

また、愛知県教育委員会に所属する非常勤講師の報酬の水準と均衡をとるため、パートタイム会計年度任用職員のうち、少人数対応教員、通級指導教員、学級補助教員、日本語指導教員、及び養護教諭補助教員に係る報酬を時間額とし、別表第3のパートタイム会計年度任用職員報酬表中で、その時間額の上限を2,340円から2,940円に引き上げるものであります。

施行期日につきましては、令和3年4月1日であります。

続きまして、議案書5ページをお開きください。

第67号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。

議案関係資料は、9ページ及び10ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、尾張市町交通災害共済組合が、令和3年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議する必要があるからであります。

規約の変更の概要につきましては、尾張市町交通災害共済組合が、令和3年3月31日をもって解散するため、愛知県市町村職員退職手当組合から脱退し、愛知県市町村職員退職手当組合規約の別表第1及び別表第2において、尾張市町交通災害共済組合を削除するものであります。

これによりまして、愛知県市町村職員退職手当組合の加入団体数は、49団体から4

8 団体に減少することとなります。

施行期日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日であります。

なお、この規約による変更後の愛知県市町村職員退職手当組規則別表第 2 の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後、最初に実施される議員の選挙から適用するものでございます。

続きまして、議案書の 7 ページをお開きください。

第 6 8 号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてであります。

議案関係資料は、11 ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、町の議会の議員及び長の選挙における候補者の費用負担の軽減を図ることに伴い、必要があるからであります。

制定の主な概要につきましては、公職選挙法第 1 4 1 条第 8 項、第 1 4 2 条第 1 1 項及び第 1 4 3 条第 1 5 項の改正に伴い、町の議会の議員及び長の選挙における、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る候補者の費用負担について、一定の条件のもと、上限額の範囲内で、実際に要した費用を公費負担することを定めるものであります。

選挙運動用自動車の使用につきましては、一般運送契約及びその他の契約ごとに、1 日当たりの金額について上限額を設けるものであります。

一般運送契約は、自動車、運転手、燃料代を含む契約となり、1 日 1 台で 6 万 4, 5 0 0 円を上限とします。

その他の契約は、自動車の借入、運転手の雇用、燃料代ごとの契約となり、自動車の借入については、1 日 1 台 1 万 5, 8 0 0 円、運転手の雇用については、1 日 1 人 1 万 2, 5 0 0 円、燃料代については、7, 5 6 0 円に選挙運動期間日数を乗じた金額を上限とします。

選挙運動用ビラの作成につきましては、選挙の種別ごとに作成枚数と作成単価の双方に上限を設けるものであります。

議会議員の選挙におけるビラの作成枚数の上限数は 1, 6 0 0 枚、その作成単価の上限額は 7 円 5 1 銭とし、町長の選挙におけるビラの作成枚数の上限数は 5, 0 0 0 枚、その作成単価の上限額は 7 円 5 1 銭とします。

選挙運動用ポスターの作成につきましては、作成枚数と作成単価の双方に上限を設けるものであります。

ポスターの作成枚数の上限数は、当該選挙のポスター掲示場の数、その作成単価の上限額は、5 2 5 円 6 銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 3 1 万 5 0 0 円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除した金額とします。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書 11 ページをお開きください。

第 6 9 号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、12 ページから 16 ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気

器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、対象火気設備等のうち、電気自動車等に係る急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大し、これに伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を見直すものであります。

また、設置の際に消防長に届出を要する対象火気設備等として、全出力が50キロワットを超える急速充電設備を加えるものであります。

施行期日につきましては、令和3年4月1日であります。

続きまして、議案書15ページをお開きください。

第70号議案 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、17ページ及び18ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、近隣市との均衡を図ることに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、別表地方公務員法第3条第3項第3号で定めるものの表中の学校に係る内科、歯科、眼科・耳鼻咽喉科、薬剤師の報酬について、年額基本額の額を22万円から23万円に、複数校兼務する場合にあつては11万円から11万5,000円に引き上げるものであります。保育所における内科においても同様に22万円から23万円に引き上げるものであります。

施行期日につきましては、令和3年4月1日であります。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。

第71号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、19ページ及び20ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、鷺田住民広場を廃止することに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、第2条の規定により幸田町が設置いたしました鷺田住民広場につきましては、借地を解消するため、原形復旧して地権者に返還した上で廃止いたしますので、その名称及び位置を定めております別表から鷺田住民広場の項を削るものであります。

施行期日につきましては、令和3年4月1日であります。

続きまして、議案書19ページをお開きください。

第72号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正についてであります。

議案関係資料は、21ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、町の実情を踏まえた独自の基準を明確にすることに伴ひまして、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、幸田町の実情を踏まえた独自の基準を明確にするため、

条例の形式を、条例の基準となる省令等を引用する方式に変更するものでありますが、この条例につきましては、町独自の基準はありませんので、幸田町の基準は、第2条におきまして、内閣府令を引用することとするものであります。

施行期日につきましては、令和3年1月1日であります。

続きまして、議案書21ページをお開きください。

第73号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてであります。

議案関係資料は、22ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、町の実情を踏まえた独自の基準を明確にすることに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましても、さきの議案と同様に、幸田町の実情を踏まえた独自の基準を明確にするため、条例の形式を、条例の基準となる省令等を引用する方式に変更するもので、町独自の基準であります保育所型事業所内保育事業所の乳児室の面積を第3条に規定し、それ以外の基準は、第2条におきまして、厚生労働省令を引用することとするものであります。

施行期日につきましては、令和3年1月1日であります。

続きまして、議案書の23ページをお開きください。

第74号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてであります。

議案関係資料は、23ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、町の実情を踏まえた独自の基準を明確にすることに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましても、さきの議案と同様に、幸田町の実情を踏まえた独自の基準を明確にするため、条例の形式を、条例の基準となる省令等を引用する方式に変更するもので、町独自の基準であります、一の支援の単位を構成する児童の数を第3条に規定し、それ以外の基準は、第2条におきまして、厚生労働省令を引用することとするものであります。

施行期日につきましては、令和3年1月1日であります。

続きまして、議案書25ページをお開きいただきたいと思っております。

第75号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、24ページ及び25ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、幸田町障害者地域活動支援センターにおける施設の新設に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、条例第3条第2項の第3号に、幸田町障害者地域活動支援センターに新たに建設した施設「みらい」を加えるとともに、条例第5条の第3号に、この施設を利用できるものとして、「障害者及びその介護者、障害児及びその保護者又は町長が適当と認めるもの」を加え、条例第13条第1項に規定する、指定管理者が管理する施設につきましては、しばらくの間、この施設は加えないことができるように規

定するものであります。

施行期日につきましては、令和3年1月4日であります。

続きまして、議案書27ページをお開きください。

第76号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策条例の制定についてであります。

議案関係資料は、26ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症について、町民の生命及び健康を保護し、並びに町民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とすることに伴い、必要があるからであります。

制定の主な概要につきましては、新型コロナウイルス感染症の対策に関し必要な事項を条例で定めるものであります。

全体では、8条からなる条例とし、第3条から第5条では本町において新型コロナウイルス感染症が発生したとき、又はそのおそれがあるときの町、町民及び事業者それぞれの責務について明確にするとともに、第6条では町が実施する感染症対策について規定するものであります。第7条では不当な差別的取扱い又は誹謗中傷の禁止について規定するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書31ページをお開きください。

第77号議案 幸田町都市施設整備基金条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、27ページ及び28ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、基金の対象事業の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、基金の対象事業として、東海道本線三ヶ根駅及びその周辺並びに幸田中央公園の整備に関する事業を加え、幸田中央公園用地取得事業を削除し、併せて字句の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書33ページをお開きください。

第78号議案 幸田町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例等の一部改正についてであります。

議案関係資料は、29ページから33ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、延滞金及び還付加算金の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法に規定される延滞金及び還付加算金の用語等の改正に準じる形で合わせるため、幸田町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例、幸田町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例、幸田町営住宅条例の3つの条例について、一部改正するものであります。

施行期日につきましては、全て令和3年1月1日であります。

第1条につきましては、幸田町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例、附

則第2項中の用語の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるとともに、算定の前提となる割合の用語を「平均貸付割合」に改め、附則第3項中においては、平均貸付割合への加算割合を0.5%引き下げるとともに「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改めるものであります。

第2条につきましては、幸田町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例についても同様に、附則第2項中の用語を「延滞金特例基準割合」に改めるものであります。

第3条の幸田町営住宅条例につきましても同様で、附則第8項の用語を「延滞金特例基準割合」に改めるものであります。

経過措置といたしましては、3つの条例ともに「この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金等について適用し、同日前の期間に対応する延滞金等については、なお従前の例による。」ものとしております。

続きまして、議案書の37ページをお開きください。

第79号議案 財産の取得についてであります。

議案関係資料は、34ページから37ページでありますので、併せて御覧ください。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、GIGAスクールPCの取得に伴い、必要があるからであります。

議案書38ページを御覧ください。

物品の概要は、タブレットPC2,910台であります。納入場所は幸田町地内で、契約金額は2億1,052万5,590円、契約の方法は、8社による指名競争入札を10月20日に実施し、契約の相手方は、豊橋市内張町5番地の2、有限会社東京理科器、取締役 生崎浩であります。

続きまして、議案書39ページをお開きください。

第80号議案 字の区域の設定及び変更についてであります。

議案関係資料は、38ページから40ページとなりますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、幸田深溝里土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域の設定及び変更をする必要があるからであります。

変更の概要につきましては、幸田深溝里土地区画整理事業地区内を全て「字緑台」に変更するものであります。

本件につきましては、令和2年9月24日付で幸田深溝里土地区画整理組合理事長名にて、土地区画整理事業に係る換地処分を行うに当たり、変更調書を始めとする関係資料を付して依頼がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、幸田深溝里土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から、議案書41ページにあります別図第1に示す区域において、従前の字界、字名を、42ページの別図第2のとおり、換地後の字界、字名に変更するものであります。

40ページにお戻りください。字の区域の設定及び変更調書であります。地区名は、深溝里地区であります。

字の区域の設定及び変更内訳につきましては、新たに設定する区域と、そこに編入する従前の区域を示しております。

最上段、新たに設定する区域は、大字深溝字緑台であります。そこに編入する区域につきましては、大字深溝字蛸沢地内、大字深溝字飽沢地内、大字深溝字大皿地内、大字深溝字大杉山地内、大字深溝字小杉山地内、大字深溝字蛤沢地内、大字深溝字螺沢地内の従前の字名、地番等を記載しております。

続きまして、議案書43ページをお開きください。

第81号議案 指定管理者の指定についてであります。

議案関係資料は41ページ及び42ページでありますので、併せて御覧ください。

ハピネス・ヒル・幸田の指定管理者の指定期間が、令和3年3月31日をもって終了するに当たり、新たに指定する団体を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、ハピネス・ヒル・幸田の管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるからであります。

議案書44ページを御覧ください。

管理代行させる公の施設の名称はハピネス・ヒル・幸田で、指定する団体の名称及び所在地は、幸田町文化振興協会、幸田町大字大草字丸山60番地であります。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年であります。

続きまして、議案書の45ページをお開きいただきたいと思います。

第82号議案 指定管理者の指定についてであります。

議案関係資料は、43ページ及び44ページでありますので、併せて御覧ください。

本議案におきましても、先ほどの第81号議案と同様、幸田町高齢者生きがいセンター及び幸田町高齢者ふれあいプラザの指定管理者の指定期間が、令和3年3月31日をもって終了するに当たり、次の指定管理期間に指定管理者として指定する団体について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、幸田町高齢者生きがいセンター及び幸田町高齢者ふれあいプラザの管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるからであります。

議案書46ページを御覧ください。

管理代行させる公の施設の名称は、幸田町高齢者生きがいセンターと幸田町高齢者ふれあいプラザの2施設で、指定する団体の名称及び所在地は、公益社団法人幸田町シルバー人材センター、幸田町大字横落字竹ノ花32番地であります。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年であります。

以上、単行議案であります。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。別冊となっております補正予算関係を御覧いただきたいと思います。

今回提案をさせていただきます補正予算は、第4次新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として取りまとめさせていただきました各種施策を実行するために必要な予算と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため中止となった事業予算の減額補正を中心に計上をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

第83号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第6号）についてであります。  
補正予算書1ページをお開きください。

また、議案関係資料は、45ページ及び46ページから52ページでありまして、新型コロナウイルス感染症に関連するものにつきましては、※で表示しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

第1条 歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ320万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億199万2,000円とするものであります。

第2条 債務負担行為の補正及び第3条 地方債の補正につきましては、4ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正のハピネス・ヒル・幸田指定管理業務に要する経費につきましては、本年度をもちまして、当該施設の指定管理者の指定管理期間が終了するため、令和3年度から令和7年度までの新たな指定管理業務を行うに当たりまして、19億1,000万円を限度額とする債務負担行為の追加をお願いするものであります。

同様に、高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザ指定管理業務に要する経費につきましても、本年度をもちまして、当該施設の指定管理者の指定管理期間が終了するため、令和3年度から令和7年度までの新たな指定管理業務を行うに当たりまして、4,422万円を限度額とする債務負担行為の追加をお願いするものであります。

第3表 地方債補正につきましては、中央小学校校舎増築事業におきまして、5,600万円としておりました起債の限度額を2億円追加し、2億5,600万円とするものであります。これは、当初起債の借入を極力抑え、不足分は基金の繰入で対応することとしていたものであります。新型コロナウイルス感染症の影響等によります税の減収や基金残高の減少などの状況を鑑み、基金の繰入れを取り止め、起債による財源の確保とするため、限度額を引き上げるものであります。

それでは、主な補正内容を説明いたします。

まず歳入につきましては、補正予算説明書8ページを御覧いただきたいと思っております。

10款町税であります。10項町民税につきましては、個人町民税所得割におきまして、ふるさと納税による控除額が見込みを下回ったこと、及び、給与所得者数が見込みを上回ったことに伴い、追加するものであります。

また、法人町民税法人税割につきましては、大手自動車関連企業の予定申告がなかったこと、及び、その他の事業者の確定申告の状況により、減額するものであります。

15項固定資産税につきましては、土地分におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の申告、及び、土地区画整理地内における地目変更に伴い、減額するものであります。

家屋分につきましては、土地分と同様、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の申告、及び、滅失家屋の増加により延べ床面積が見込みを下回ったことに伴い、減額するものであります。

償却資産分におきましては、土地、家屋と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の申告による減額もありましたが、それ以上に企業の設備投資が見込み

を上回ったことに伴いまして、追加するものでございます。

５５款国庫支出金であります。令和３年度に予定されております報酬改定への対応に伴います、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に要する経費に対する補助金といたしまして、地域生活支援事業等補助金を追加するものであります。また、後期高齢者医療特別会計における高齢者医療制度の見直し等に伴うシステム改修に要する経費に対する補助金といたしまして、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を新規計上するものであります。

６０款県支出金でございます。新型コロナウイルスとインフルエンザが同時に流行する場合を見据えまして、６５歳以上の高齢者と６０歳以上６５歳未満で特定の疾患を有する方を対象にインフルエンザワクチンの予防接種に要する自己負担１,５００円を無償とするための補助金として、高齢者インフルエンザ予防接種費補助金を新規計上するものであります。

７５款繰入金であります。財政調整基金繰入金を一般財源として追加いたしまして、一般会計の収支全体を調整するものであります。また、教育施設整備基金繰入金につきましては、さきの地方債補正において説明をいたしましたとおり、中央小学校校舎増築事業の財源として繰り入れることとしていたものを取り止めるものであります。

これに代わりまして、１０ページを御覧ください。

９０款町債を追加し、財源を組み替えるものであります。

次に、歳出につきまして、補正予算説明書１２ページを御覧ください。

まずは、各款に渡りまして、正規職員の人件費の補正をお願いしておりますが、その主な内容といたしましては、人事異動等によるものであります。詳細につきましては、１８ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、１５款総務費、１０項総務管理費につきましては、企画一般事業におきまして、新型コロナウイルスの影響により減退した三河部の町村の地域経済の活性化を図るため、町村間の交流推進のためのガイドブック作成委託料を新規計上するものであります。

ものづくり育成事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、幸田プレステージレクチャーズを中止したことに伴いまして、運営業務委託料を減額するものであります。

次に、２０款民生費につきましては、社会福祉総務一般事業におきまして、医療的ケア児等とその家族への慰労、また、感染症感染防止対策に役立てていただくため、医療的ケア児等特別支援金を新規計上するものであります。

障害者福祉事業におきましては、歳入において説明をさせていただきました地域生活支援事業等補助金の対象事業といたしまして、障害者自立支援給付審査支払等システム改修委託料を新規計上するものであります。

後期高齢者医療事業におきましては、後期高齢者医療特別会計における高齢者医療制度の見直し等に伴うシステム改修委託料に対する繰出金を追加するものであります。

１４ページを御覧ください。

25款衛生費であります。救急医療対策事業におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、岡崎市医師会が運営する夜間急病診療所の受診者が減少し、運営に支障を来している状況にあるため、事業の継続支援を目的として救急一次医療対策事業費負担金を追加するものであります。

健康の町推進事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、健康福祉まつりと各種健康づくり推進事業を中止したことに伴いまして、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料をそれぞれ減額するものであります。同じく、健康の町推進事業におきまして、健康の道の利用促進により、町民の健康増進を図ることを目的に、健康の道のウォーキングラリーを実施するためのスマートフォンアプリの作成委託料を新規計上するものであります。

予防接種事業におきましては、さきに歳入において説明をさせていただきましたが、県支出金として、高齢者インフルエンザ予防接種費補助金を特定財源として充当することに伴いまして財源更正を行うものであります。

次に、35款農林水産業費でございます。こうした産業まつり事業におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、こうした産業まつりを中止したことに伴いまして、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料をそれぞれ減額するものであります。

地域農政総合推進事業におきましては、道の駅全国大会が次年度に延期されたことに伴いまして、大会の運營業務委託料を減額するものであります。

55款教育費につきましては、14ページから17ページを御覧ください。

10項教育総務費の事務局一般事業、15項小学校費の小学校管理一般事業、20項中学校費の中学校管理一般事業におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴います、小中学校の臨時休校による授業の遅れを取り戻すため、7月又は8月の夏休み期間に授業を行ったことなどに伴いまして、会計年度任用職員の報酬及び社会保険料等を、それぞれ追加するものであります。

続きまして、30項保健体育費であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、町民大運動会、駅伝・ジョギング大会及び愛知メモリアル駅伝が中止となったことに伴いまして、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料をそれぞれ減額するものであります。

以上が、令和2年度幸田町一般会計補正予算（第6号）の説明であります。

続きまして、特別会計につきまして、説明をさせていただきたいと思えます。

第84号議案 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書19ページをお開きください。

また、議案関係資料は、45ページ及び53ページでありますので御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,789万1,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、補正予算説明書26ページを御覧いただきたいと思えます。

25款10項10目一般会計繰入金を追加するものであります。

これは、平成30年度の税制改正に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正が令和3年1月1日施行されることにより、後期高齢者医療システムの改修が必要であるため、その費用を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、歳出について、補正予算説明書28ページを御覧ください。

10款10項10目一般管理費につきまして、後期高齢者医療システム改修に係る委託料を新規計上するものであります。

以上が、令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

以上をもちまして、令和2年第4回幸田町議会定例会に提案をいたします単行議案17件、補正予算2件につきまして提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、全議案とも御可決賜りますようお願い申し上げます、私の説明を終わります。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局に提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午前 9時59分

○議長（稲吉照夫君） 次回は、12月8日（火曜日）午前9時から再開いたしますので、よろしくをお願いいたします。

ここで、1点連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日午前10時10分から第1委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する  
令和2年12月2日

議 長

議 員

議 員